

衆議院会法務委員会議録 第十二号

平成十三年五月二十五日(金曜日)

午前十時一分開議

出席委員

委員長 保利 耕輔君

理事 奥谷 通君 理事

理事 田村 憲久君 理事

理事 佐々木秀典君 理事

理事 漆原 良夫君 理事

理事 荒井 広幸君 理事

理事 熊代 昭彦君 理事

鈴木 恒夫君 理事

谷川 和穂君 理事

山本 明彦君 理事

渡辺 喜美君 理事

永田 寿康君 理事

平岡 秀夫君 理事

山内 功君 理事

木島日出夫君 理事

植田 至紀君 理事

法務大臣 法務副大臣

法務大臣政務官

政府参考人 (総務省行政評価局長)

政府参考人 (法務省大臣官房訟務総括審議官)

政府参考人 (法務省民事局長)

法務委員会専門員

五月二十五日
債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案(山本幸三君外三名提出、衆法第二二六号)
商法等の一部を改正する等の法律案(相沢英之君外六名提出、衆法第二二六号)
商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(相沢英之君外六名提出、衆法第二二七号)
治安維持法儀性者国家賠償法の制定に関する請願(枝野幸男君紹介)(第一〇九三号)
同(金田誠一君紹介)(第一〇九四号)
同(石井一君紹介)(第一二一七三号)
同(岩國哲人君紹介)(第一二一七四号)
同(土肥隆一君紹介)(第一二一八七号)
同(中川智子君紹介)(第一二二三号)
選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願(枝野幸男君紹介)(第一二一九五号)
同(佐々木秀典君紹介)(第一二〇九六号)
同(阿部知子君紹介)(第一二一五号)
同(保坂辰人君紹介)(第一二一五三号)
同(石毛謙子君紹介)(第一二一七五号)
同(奥田建君紹介)(第一二一七六号)
同(池坊保子君紹介)(第一二一七八号)
法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(木島日出夫君紹介)(第一二一五一号)

号) 同(佐々木秀典君紹介)(第一二一五二号)
同(赤嶺政賢君紹介)(第一二一五四号)
同(石井郁子君紹介)(第一二一五五号)
同(植田至紀君紹介)(第一二一六号)
同(小沢和秋君紹介)(第一二一七号)
同(大幡基夫君紹介)(第一二一八号)
同(大森猛君紹介)(第一二一九号)
同(木島日出夫君紹介)(第一二二〇号)
同(児玉健次君紹介)(第一二二二号)
同(穀田恵一君紹介)(第一二二三号)
同(佐々木寛昭君紹介)(第一二二三号)
同(志位和夫君紹介)(第一二二三四号)
同(塙川鉄也君紹介)(第一二二五号)
同(瀬古由起子君紹介)(第一二二六号)
同(中林よし子君紹介)(第一二二七号)
同(春名眞章君紹介)(第一二二八号)
同(藤木洋子君紹介)(第一二二九号)
同(松本善明君紹介)(第一二二三〇号)
同(矢島恒夫君紹介)(第一二二三一号)
同(山口富男君紹介)(第一二二三二号)
同(吉井英勝君紹介)(第一二二三三号)
は本委員会に付託された。

○保利委員長 これより質疑に入ります。
○塙崎委員 自民党的塙崎恭久でございます。
きょうは、中間法人法の審議でござりますけれども、ちょうどハンセン病訴訟の控訴断念という決断を小泉総理がされて、後ほど上田議員の方からもまた御質問があるということをございますから、余りダブらないようにしてお伺いをしたいと思いますけれども、一つだけお伺いをしたいとお伺いをさせていただきます。

まずもって、私も、十一日でどうか、判決が出たときに、非常に重い判決であり、また、国会議員としても、私もずっと厚生省をやつてきた者の一人として、立法府の不作為という問題についての御指摘があつて、非常に重く受けとめたわけであります。しかし、いろいろな問題がそれはもちろんあるんだろうと思いまして、私は、最終的にはやはり控訴は断念すべきではないかということをそのとき自分のホームページにも書いたのを記憶しているわけでございます。

いろいろ思い悩まれて、総理も御決断をされたわけでございますが、聞くところによりますと、きょう、閣議で政府声明を出されたということでござります。また実は私はその文章を読んでいましたので、新聞等々の報道を見ているだけでございましたので、この政府声明の中身、そして三権分立の中における位置づけ、それと、大臣御自身、

の出席を求め、説明を聽取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○保利委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○保利委員長 これより質疑に入ります。

○塙崎委員 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。塙崎恭久君。

○塙崎委員長 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

この政府声明をおつくりになるに当たっていろいろと御尽力をいただいたと思うわけでござりますが、大臣御自身としての思い入れをひとつお聞かせ願えればというふうに思います。

○森山國務大臣 先ほどの閣議におきまして、この案件に関する政府声明と、それから内閣総理大臣談話というのを決定いたしまして、発表いたしました。

政府声明は、最初の冒頭のところに、「政府は、平成十三年五月十一日の熊本地方裁判所ハソウセン病国家賠償請求訴訟判決に対し、控訴断念という極めて異例の判断をしましたが、この際、本判決には、次のような国家賠償法、民法の解釈の根幹にかかわる法律上の問題点があることを当事者である政府の立場として明らかにするものです。」と、いうところから始まりまして、二つの問題点を挙げて申しております。

総理の談話の方は、その法律上の問題点というよりは、それも触れてはおりますが、総理がこのような異例な決断をなさるに至った真情を吐露されて、そして国民の理解を求めるという趣旨の内容でござります。

政府声明というのはめったなことでは出さないものでございまして、今までに全く例がないわけではありませんけれども、これ 자체が非常に重いものだというふうに思つております。ですから、その中で政府が問題と考へております法律上の点については、これからもこの案件について論じらるる場合に重要な参考として参照されることになります。あるううと思いますが、そのような意味合いのある重要な文書であるというふうに私は理解しております。

こののような声明を出し、談話を出して、そして、国民の理解を求めて、問題がたくさんあるということを十分認識しながら控訴の断念といふ決断に至られた総理のお気持ちというのは、私お同様の気持ちでございまして、十分理解できますし、法秩序を維持する、法律を忠実に守るという責任を負っている法務大臣としては、いろいろ本

○塩崎委員 今のお話をさいましたが、政治的に
は大変重い声明であった、こういふことではござ
いませんが、総理の御決
断によりましてこのような決着を見たことはよ
かたたと結論的には思つております。

構成員である個人や法人が団体の活動の結果によりさまざまな利益を享受することができるのですがあります。さらに、法人と取引関係に立つ第二者の保護も図られるということもありまして、その社会的な意義は大きいと考えられます。

また、実質的には公益も営利も目的としない団体が公益法人として法人格を付与されている現状にあるという認識を前提といたしまして、公益法人制度の健全な発展を推進する観点からも、非営利目的の団体に法人格を付与するための制度を整備する必要性があるという御指摘が前からされておりまして、この法案は、このよき御指摘にこたえるものでございます。

するということは禁せられておりますけれども、その点を除けば、経済活動をして構わないといふことになります。

先ほど経緯という中で少し言っていただかなければならなかつたのは、やはり行革的な観点から公益法人のあり方について再々問題点指摘がなさ

三

卷之三

卷之三

4

卷之三

三一

した社員に共通する利益を図る」ということは、当たらないようにも読めるのですが、そういう特定の第三者を支援することがその会員共通の利益であるというふうに理解をしていただければ、結局は漏れるところはない、すべてのものについて法人化が、どの形かは別として、できるということになると我々は理解をしております。

○塩崎委員 ということは、中間法人というのは、公益的な事業もできるし、営利的な事業もできるということであるわけですね。

○山崎政府参考人 ただいま御指摘のとおり、公益的な活動もできますし、また営利活動もできるということになります。ただ、通常の営利法人と異なりまして、その利益をもつて剩余金の分配をするということは禁ぜられておりますけれども、その点を除けば、経済活動をしても構わないということになります。

○塩崎委員 わかりました。

先ほど経緯という中で少し言つていただきなければならなかつたのは、やはり行革的な観点から公益法人のあり方について再々問題点指摘がなされていて、今から振り返つてみれば、こういう中間法的な位置づけの法人がないがゆえに公益法人にいろいろ潜り込んでしまつたものがあつたのではないかだろうか。こういうことがいろいろあつたと思うのです。

古くは四十六年の行政管理庁のときの勧告であるとか、あと総務庁になつてから、あるいは与党自社さの時代の行革P.T.Kからの提言であるとか、そういう中で、この公益法人が隠れみのになりながら、本来の公益法人がやるべきことではないことをたくさんやつてきた。こういう経緯があったと思うわけであります、そういうこともありますて、この中間法人というものをつくらなければいけないという認識は、大臣、お持ちでいらっしゃると思いますけれども、いかがでしょうか。

○森山国務大臣 それも大きな一つの要因でござります。

に私ども自由民主党の行革推進本部の中で、今後この公益法人改革をどうするのかということをまとめたものがござりますが、その中で、言つてみれば公益法人をもう一回見直して、今政府でももちろんやっているわけですが、石原大臣のもとでやっているわけありますけれども、行政あるいは独立行政法人に本来戻すべきじゃないかというものの、あるいは、今お話をありましたけれども、當利法人が本来やるべきものも潜り込んでいたということで、そちらにやはり仕分けをしていかなければいけないもの、それから今回の中間法人になるもの、こういうふうに分かれしていくことになるのではないかと思つたわけでござりますけれども、今後、これを公益法人の行政のあり方としてどういうふうにしようとするのか。

それについてちょっととお伺いをしたいと思うわけでありますけれども、そもそも今回、今申し上げたように、公益法人から中間法人に移るために何をしたらいいのかという条件についてなどは特に定められていないような気がするわけでありますけれども、この法律をつくったがゆえに、これから公益法人行政をどういうふうにしようとしているのか、その辺についてちょっと明らかにしていただきたいと思います。

○山崎政府参考人　ただいま委員御指摘のとおり、公益法人から中間法人への移行というか組織変更の規定でござりますけれども、これは全く置いてございません。

この理由でござりますけれども、結局、今御指摘がございましたように、公益法人のあり方の問題として、公益法人としてそのまま残すのがふさわしいというものもあるかと思います。あるいは独立行政法人、あるいは国が直営でやるものとか、それから株式会社あるいは有限会社になるもの、それから中間法人になるもの、その仕分けがまだ政府全体としても行はれていない。それから、どの法人がそういう範囲に入るかということが、その場合に財産はすべて移行できるのかどうか、そういう問題についても、まだ全くきちと

した議論が行われていないという状況でございま
す。そういう中で、大方のコンセンサスが得られ
るような組織変更の規定、これを設けることがま
だ議論としては不十分の状態であったということ
から、この規定を置かなかつたわけでございま
す。

もう一つ、今後の問題としてどうかということ
でございますけれども、まず受け皿を設けまし
て、受け皿を設ければ今後移行することも可能に
なるわけでござりますけれども、政府全体として
その仕分けをきちっとし、どういう形態で移行さ
せるか、そういう議論がきちっともう少し行われ
るべきだろとういうふうに考えておりますし、そ
れがきちっとなった段階で法律的な手当てが必要
であれば、これは別途また法律を設ける。その関
係で法務省で関与すべきところがあれば、法務省
も積極的にやっていく、こういう認識でおるわけ
でござります。

○塩崎委員 さっき申し上げたように、この経緯
の中で、昭和四十六年の勧告であるとか、その後
も昭和六十年、平成四年と勧告がちゃんと正式に
出てきているわけで、今民事局長さんは、全く議
論していないというか、そういうようなことを
おっしゃるけれども、二十年、三十年指摘され続
けて、つまり、今までの狹義の公益法人の場合に
は税の恩典がもうはつきりしているわけであつ
て、言ってみればタックスエクスペンドイチヤー
として、たまりにたまっているものというのは、
それぞれ本来そこにあるべきものじゃない組織に
はたまっているわけですね。

当然、そういう問題点があつていろいろな勧告
が出てきたと思うわけでありますから、これ
から新たなものは当然仕分けをしながら、あなた
は中間法人ですねということで行つてもらうので
しょうけれども、今までの既存の組織をどうする
のかということについて何も議論していないとい
うことを余り慢げに言わると、我々として
も、血税をまけてきたわけでありますから、

ちょっと寂しい思いがするわけであります。特に今までたまってきた財産の問題についてどうするのかというのは、まだ全くどこでもやっていらないということでありますけれども、それではちょっと余りにも無責任ではないかなという感じがするのですが、その辺は一体省内はどこで議論しているのか。

あるいは、後でまた公益の問題については大臣にお尋ねしたいと思うのですけれども、公益法人という器は法務省は責任があります、要するにあとは悪いことをした中が悪いのですというのは、それはK.S.りみたいなときには当てはまるかもわからない。しかし、器を与えたがゆえに税制上のメリットというものを与えてしまつたということは、やはり法務省としても反省しなければいけないことで、税とこの法人の性格とが全くダブっている形でやつてきたということであれば、これについて何も議論していないというわけにはなかなかいかないと思うのですけれども、いかがですか。

○山崎政府参考人 先ほどの発言を訂正させていただきます。いろいろ議論は長年続けてきているわけですが、なかなか結論が出ないということをございまして、私もその発言は訂正させていただきたいと思います。

今後につきましては、この公益法人を、各行政府それぞれに所管のものを持ってくるわけでございまして、まずそれぞれの行政府でどういう仕切りをするかということが御議論されるべきだらうと思いますし、また、その總体を政府全体として取りまとめるということになろうと思います。私ども、この中間法人あるいは公益法人を持っている所管の法務省といたしまして、そういう移行に関して法律上の手当がいろいろ必要であれば、私どもも十分検討していくかたいというふうに思っています。

○塩崎委員 公益法人については、長い間、そもそも民法三十四条というのはもう百年たつているわけでありまして、それがゆえにいろいろな問題

○横内副大臣 委員のおっしゃった点は、大変に大事なポイントだと思っております。今回は、中間法人という、非営利それから非公益のそういう分野が欠缺、欠けているものですから、そこのところを一つ法人として法人化できるようにするということで立法化をするわけであります。本来の公益法人の部分で非常に本来の趣旨に合わないようなものがある、これをどうするかというのは、もう一回、全体を整理し直してみる必要があると思います。

この辺は、総務省も含めて政府全体の課題だと思っておりますので、法務省としてもそういう立場で取り組みたいと思います。

○塩崎委員 ありがとうございました。

今さんざん公益という言葉が出てまいりました。大臣に、そこでちょっとお尋ねをしたいと思ふわけであります。公益というのは一体何であろうか、それが公益かどうかということを決めるべきなのだろうか、こういった点についてちょっとお伺いをしたいと思います。

○森山国務大臣 大変広範な、哲学的な御質問で難しいのでござりますけれども、民法第三十四条に言う公益のことについてさいますとすれば、一般に社会全体の利益、あるいは不特定多数者の利益を意味するというふうに解釈されるのではないかと思います。

また、この三十四条では、「公益ニ闊スル」と規定されておりますが、その意義につきましては、条文上の文言よりも厳格に、公益を目的とするという意味であると解釈されておりまして、公益の内容というのは非常に広範でございますけれども、この条文におきまして、祭祀、宗教、慈善、学術、芸術の五項目が例示されているほかは限定されおりません。行政運用上は主務官庁の判断

に任せられているというふうに理解しております。す。

○塙嶋委員 結論的に言えば、主務官庁すなわち政府、行政が、何が公益で何が公益ではないかということをこれまで決めてきたということだと思います。それによって税の恩典を与えるかどうかということも決まってきたということありますけれども、公益というのは定義が非常に難しいと思います。

今いみじくも大臣は、法律上は、こうおっしゃったわけありますけれども、人間というのは法律をいつも考えて生きているわけではなくて、普通の生活をしている中に法律、法秩序といふものが貫徹をしているということだと思うのであります。

最近、NPOというのが非常に流布されてきて、私ども地元でもいろいろな形でNPOに、私自身もかかわっておりますし、自民党の中で外交部会長というのを私やっておりましたけれども、今NGOに関する小委員会というものの小委員長もやっています。これも、基本的にはNPOの法人格を持ったところがやっているわけあります。

NPOあるいはNGO活動の中で言われていることというのは、やはり社会の中での公益の定義というか、あるいはそれがその公益を認めるのか、あるいは、だれがその公益を担うのかということについて、国的にもあるいは国際的にもだんだんかなり変わってきているのではないのかなというふうに思うのですね。

NPOというのは二応公益となっていますけれども、去年の年末、税調などで議論したときにNPOにもいろいろありますねと大蔵省が説明するわけです。例えば趣味の会なんかもありますし。趣味の会というのは公益なのかないというのをややちょっと疑問に思つたりもするわけであります。ですが、そういうことで、いろいろな形で今公益というのがあり得るし、そしてそれがそれを担うのかということも、今まで、言つてみれ

ば、國家、行政、あるいはお上が認めたところだけが担うということだったと思うのですけれども、必ずしもそうではないものがある。

そういう中で、法的には、例えばNPOだったらNPO法人がその公益を担うということになると思うのですけれども、そういう変わら行く中で、公益の幅も広がり、担い手も広がる中で、今回のようにマトリックスとして、公益かどうかといふ分け方でどこまでいいけるのかどうか。

つまり、民法三十四条というのも百年もたつてあるわけでありますし、明治の三十何年だったと思いませんが、そのまま社会が來ているわけがないわけであって、国際的に、例えば日本のNGOがインドの地震のときに頑張って救援活動に従事するというようなこともいろいろ考えてみると、法人もなかなか今のよくな分け方では公益といふのを定義しきれないのではないかだろうか。むしろ、営利か非営利かというのを割合わかりやすいわけであつて、そういう分け方をしながら、公益というのは何なのかということを。

実はNPO法人のときにも、では税の恩典をだれに認めますのかとか、結局国税になつたわけでありますけれども、いろいろな考え方があつたと

思つ。まだ定まつていないと思います。ですから、そういうことを考えてみると、民法第三十四条でこういう公益をお役所が決めるということについても考え直すときにそろそろ来ているのではないか。もう少しふわっとした準則主義、今回は準則主義で中間法人はできるわけありますけれども、なおかつ問題は、KSDのように器を

それでいいらしいのだろうと思いますけれども、この三十四条の公益性というのについての根本的な考え方直しというものをおぼほちした方がいいのではないかのだろうか。新しい社会に合った物差しというものを持ち直すべきではないのだろうか

と私は思つてゐるわけありますので、その辺についての大臣の御所見をお伺いしたい、こう思います。

○森山國務大臣 先生の御見識、大変傾聴に値すると思います。

民法も百年たつてあるとおっしゃれば、本当にそのとおりでございまして、法律上に言うところの公益にも、現実の社会のありように合わせて範囲が広がつてきているということは確かでございまして、おっしゃるような点を十分踏まえながら一つ一つ考えていく必要があるのではないかと

いうふうに考えます。

○塙嶋委員 国家は共同幻想かなんという青臭い議論を昔はよくしたわけであります。それぞれの地域域で、あるいは国全体でもいいわけですねけれども、やはり、最近のはやりの言葉で言えば、ガバナンスの仕組みみたいなものが本当に随分変わつてしまつてきているんだろうと思うんです。そして、今、介護保険が始まつておりますけれども、一般の幅広い、新しい人たちが、例えばその一つの地域なら地域のガバナンスといふのを担つてきている。それを担つている人は、まさに公益を多分担つていてるんだろうと思うんですね。

そういうものをいろいろ考えてみると、小さな地域から国家に至つて、さらには世界全体考えてみても、あらゆるところでガバナンスの変化といふものが進んできてると思いますので、その中において百年の歴史のある民法をしようとしている法務省としても、ぜひとも真摯な議論を始めたい。新しく時代にふさわしい法体系と

もう時間でございますので、これで質問を終わらせさせていただきます。ありがとうございます。

○上田(勇)委員 おはようございます。公明党的な御所見を伺いたい、こう思いました。

きょうは、中間法人法の法案の中身に入ります前に、先ほど塙嶋委員の方からお話をありました。今般、ハンセン氏病訴訟についての控訴断

上田でございました。

○上田(勇)委員 おはようございます。公明党的な御所見を伺いたい、こう思いました。

先ほど法務大臣の御所見を伺いました。とりわけ法秩序を守るという職務上熟慮をされたということございまして、本当にそうした心情というものは御推察申し上げる次第でござります。

もう先ほど御所感はいただいたんですけれども、何かつけ加える点とかございましたら、一言いただければというふうに思います。

○森山國務大臣 先ほど申し上げたとおりではございますが、この検討している間、大変多くの方に御心配をおかけしまして、また、いろいろな御意見をちょうだし、大変私ども深く考えさせられる非常に重要なことでございましたし、まさに貴重な経験をさせていただいたというふうに思います。

異例の決断で総理があのよくな結果を出されたわけでございますが、その心情そして政府の立場というものを国民が、多くの方が理解をしてくださいまして御協力いただけるようにと心から願つております。

○上田(勇)委員 政府声明では、判決の主な法律上の問題を二点挙げられております。

こうした問題を含みながらこれで判決が確定す

るということになると、どういうような影響があるのか、何らかの支障が生ずるようになるのか。そういった懸念があるので、あえてこういふ声明を出されたということなんだというふうに思ふんですけれども、そういう御懸念について、法務省の方からひとつ端的に御説明をいただければというふうに思います。

○都築政府参考人　今回の判決には、国會議員の立法不作為を広く認めました点、あるいは除斥期間等々、国家賠償法あるいは民法の解釈の根幹にかかる法律上の問題点があるかと思います。御質問の関係で申し上げますと、例えば、今後の国政のあり方あるいは国民の権利義務関係、また、他の訴訟への影響があるのでないかと考えられます。

○上田(勇)委員　ありがとうございます。
上田(勇)委員　ありがとうございます。
上田(勇)委員　ありがとうございます。
上田(勇)委員　さらにこの勧告では、今のそういう実事を見ましまして、「公益に関しない非営利団体についても、中間法人としての法人格を付与する途を開くことにつき検討すること」というふうに勧告をしております。

この法案は、この指摘にも対応するものだといふふうにも思われるんですが、これら一連の総務省からの勧告と今回のこの法案との関係性についてはどういうふうに理解されておるんでしょうか。

○山崎政府参考人　委員御指摘の昭和六十年の総務省の勧告、あるいは平成四年のものもございますが、総務省の、当時の総務省ですね、昭和六年九月十日付の文書で、公益法人の指導監督等に関する行政監察結果に基づく勧告というのがございまして、この中にはこういうふうに書いてあるんです。「民法では、特別法によるもののほかは、公益に関しない非営利法人すなわちいわゆる中間法人の存在を認めていない。このため、かつて『公益二関法』の概念を広く解釈する等により、特定多数者の利益を主たる目的とするものについても公益法人として許可してきた。」という指摘をしております。

その後も、平成四年にも同趣旨の勧告が行われるんですが、こうした勧告の意味というの

は、それは、必ずしもいわゆる公益性が十分に認

められていない団体についても公益法人に認可されている事実があつて、そこが問題になるんだとか。そういうことを指摘している、そういうことを意味しているというふうに理解してよろしいんでしょう。

○坂本政府参考人　委員御指摘のとおりでござい

ます。

そのようなものが、同じものでありますと、片一方は公益法人の資格を有している、一方においてはそうでないものが存在するということで、アンバランスが生ずるし、また、取引、経済主体等のものとしていろいろ問題が生ずるということをございます。

○上田(勇)委員　さらにこの勧告では、今のそ

ういう事実を踏まえまして、「公益に関しない非営利団体についても、中間法人としての法人格を付与する途を開くことにつき検討すること」というふうに勧告をしております。

この法案は、この指摘にも対応するものだといふふうにも思われるんですが、これら一連の総務

省からの勧告と今回のこの法案との関係性についてはどういうふうに理解されておるんでしょうか。

○上田(勇)委員　委員御指摘の昭和六十年の総務省の勧告、あるいは平成四年のものもございま

すけれども、そこに中間法人のことがうたわれておりまして、私どもいたしましては、その勧告について、それを履行するものであるということを考えております。

○上田(勇)委員　勧告を履行していくだけといっ

たら、今回のこととということなんですけれども、昭和六十年と、いうと相当前のことですね。これは十六年前ですか。昭和六十年から何回かこういう

法人格を付与する必要性、ここまで勧告が行われていたにもかかわらず立法化するまでに十五年以

上もかかった。そのおかげで、それができた理由というの

は、それは、必ずしもいわゆる公益性が十分に認

ます。

○山崎政府参考人　確かに十五年、大変長い期間でございまして、これで速やかに対応したと言え

ないということは重々反省をしております。その

点は肝に銘じたいというふうに思っております

が、ただ、私ども、これを受けましていろいろ検討は内部でしておりました。今回も、この法案は二種類の受け皿を用意しているわけでござります。

それからもう一つは、中間法人がどうしても必

要だという分野、複雑な課題としてあろうかと思

いますが、そういうところについては個別に手当

でをしてくるという方針をとってきたわけでござ

ります。現に、昭和六十年代でございますが、具

体的には年数はちょっと記憶しておりませんが、具

地的自治法の中で、地縁団体につきまして法人格

を与えるという法律が成立しております。これは

もちろん自治省の所管でござりますけれども、私

ども法務省も御協力してこれはでき上がつてき

た、こういう流れがござります。

そういうようなことで、今までなかなか進まなかつたという状況でござりますが、最近のいろいろな御指摘を踏まえまして、とにかく、中間法人としての受け皿があれば法人となりたいという御

希望が相当あるといふふうに理解をいたしまし

て、今回まとめて提出させていただいた、こうい

う経緯でござります。

○上田(勇)委員　まさに随分前から、いわゆる

公益法人の適格性についてこうした問題が指摘を

されてきて、さらに具体的に、中間法人としての

P.O.に法人格を付与するという法律をつくろうと

いう動きが、数年というか五、六年前からずっと

あって成立をしたわけなんですか。その際

に、本来であれば、今回の中間法人の性格に近い

ような形で、目的だと余り限定せずに、しかも

準則主義で法人格を付与するような法案がつくれ

ればよかつたんでしようけれども、結果的には公

益性に限定されたものになってしまった。そういう意

味では、先ほどお話をありましたけれども、すべ

ての団体をカバーできるような法律が整備された

ということは、ようやくこれで全体が完成したの

かなという感じがいたしております。

これまでに公益法人として認可されている法人

の中にも、必ずしも公益性が十分認められないも

のがある。先ほど総務省の方からもお話をありました。これと同じような性格の団体というのは、

これからは、法人格を付与するときは中間法人と

いうことになるんだというふうに思います。

中間法人というのは税制上は普通法人ですか

ら、當利企業並みに課税されるので公益法人より

も重くなるということだというふうに理解してお

りますので、これからのことについては、公益性

がそういう意味では厳しくチェックをされるとい

うことなんだろうというふうに思うんですが、そ

うすると、今まで認可されていたものについては

どうするのか。これはやはり公平性を確保する必

要があるので、現在既に公益法人として認可され

ている団体についても、やはりこれは改めて公益

性を各省庁で見直していただいて、それをチェック

して、それに該当しない団体については中間法

人への移行を促すというようなことを政府全体と

してやっていかなければいけないんではないかと

いうふうに思っております。

ただ、そうなると、ちょっとときの質問にも

関連するんですが、今回の法案の中には、今の公

益法人から中間法人に移行していくような手続は

含まれていない。先ほど理由は伺ったんですけども、これはやはり、一つは随分前からこういう

問題が指摘されているということと、それから、

とりわけ今公益法人のあり方についてはいろいろ

見直しをすべきであるという意見が非常に高く

なっているときでありますので、今回、移行手続

が整わなかつたという事情についてはよくわかりましたけれども、今後速やかに公益法人の見直しが行われていくと、移行していくものが当然今までいろいろなお話を総合していると出てくるんではないかというふうに私は思つてます。そういう意味で、今度は本当の意味で速やかに、移行手続を整えるための準備をしていただく必要があると思うんですけれども、今後の見通しについて、いかがでしょうか。

○山崎政府参考人 今後の見通しの問題でござりますけれども、私ども、法務省の立場で物を見ておりますので、政府の動きを全部把握しているわけではございませんけれども、現在のところ、予定がどういうふうになつていいかというところは、いつごろというはつきりした線は出てきていませんけれども、私は理解をしております。

ただ、個別の各省庁でいろいろ御議論されていことがあると思いますし、また、それぞれ各政党等でいろいろ御議論が進められているというふうに承知をしておりますけれども、具体的な計画というのまだ定まっていないというふうに理解をしております。

○上田(勇)委員 今、今後のこととはちょっと未定であるということだったとしますが、公益法人のあり方については、とりわけKSD問題などがあって、運営ももつと適正化していかなければいけないし、事業の内容についても見直さなきやいけないということがいろいろなところで議論をされまして、三月八日には与党三党で、公益法人の運営の適正化に関する合意もできているわけでございます。その中で、その主な点というのは、ある公益法人の中身、運営のあり方、さまざまなもの、あるいは監督官庁のあり方など、そういうことについて述べているんです。

ただ、いろいろな公益法人にそういうような適正化を進めていくと、どうしても公益性という範疇にはおさまらないもの出てくるんだろう。そうすると、今回、中間法人というのができた、

そういうプロセスがないと、公益性はないから公益法人の認可は取り消しますと言つても、団体はあるわけですから、その法人格がなくなっちゃうというのでは、これは逆にそういう適正化のプロセスが進みにくくなるんじゃないかというふうに思つてますので、それは法務省だけの問題ではないんです、もちろん総務省、法務省を含めて内閣全体でこの問題をぜひ御検討いただければというふうに思います。

それで、そういうようないろいろな不備な点、未整備な点もまだあるんですけども、私は、この法案ができたということは、これは長年のそういう指摘を踏まえてのことであって、今後の検討もあるんですけど、少なくともこれから設立しようとする団体については公益法人ではない別途の法人格が与えられるし、これから移行手続などの整備が進めば今までの洗い直しということにもなるので、よく言われておりますいわゆる公益法人の改革に大変資するものではないかというふうに認識をしているのですけれども、この辺の御認識は法務大臣、いかがでしょうか。

○森山国務大臣 公益法人の問題については、今いろいろ御指摘がございましたようにさまざまなお題目がございまして、いろいろな問題点を整理していくしかねればいけないと思いますが、その中の一つ、第一歩として中間法人というものを設けるというのがこれから改革のための受け皿として役に立つのではないかというふうに思いますので、もちろんこれでおしまいではなく、これがスタートであるというふうに理解しております。

○上田(勇)委員 どうかよろしくお願ひいたします。

それで、次に今回の法案の内容についてちょっと伺いをいたしますけれども、今回の法案で中間法人には一類型が認められております。いわゆ

る有限責任中間法人と無限責任中間法人、この二つがあるのですが、これらの違いをひとつ端的に教えていただきたいということと、なぜこの二類型として立てたのかということ。また、今この中間法人として設立を予定されているいろいろな団体がございます。いろいろな例示をしていただき定はされているのだというふうに思うのですけれども、そのあたりをまとめて御説明をいたただければというふうに思います。

○山崎政府参考人 ただいま三つの御質問がありましたので、ちょっと答弁が長くなるかと思いまですが、お許しをいただきたいと思います。

まず、委員御指摘のとおり、この法案におきましては有限責任中間法人というものと無限責任中間法人という二つのものを用意してござります。

有限責任中間法人といいますのは、会社でいえばほぼ有限会社に近いものということでございます。それから無限責任中間法人は合名会社に近いもの、こういうふうに頭を整理していただければというふうに思います。

その大きな違いでござりますけれども、有限責任中間法人につきましては、その法人だけが債権者に責任を負うということで、その社員であります構成員は責任を負わないというタイプのものでございます。無限責任中間法人、これに関しましては、法人で債務を支払われない場合には社員である個人も責任を負つ、こういうタイプのものでございます。

有限責任中間法人につきましては、社員総会というものを設けまして、法定の事項あるいは定款で定めた事項について決議をするということでございまして、その決議に従つて行動するは理事でございます。それから監事も必要である。いわゆる監査役に当たるものでござりますけれども、こういう形をとつております。

それから、有限会社でございますと資本金とい

うものがございますが、この中間法人は營利を目的とするものではございません。しかし、対債権者との関係で財産的な基礎を築くということが必要になりますので、それで基金というものを設けまして、これを三百万円、有限会社も資本金は三百万円でございますが、それと同じものを要求しておられます。とのシステムはほとんど有限会社に似たものということでございます。

それから無限責任中間法人に関しては、この法人の業務は社員の過半数によって決めるといふことであります。あとの中間法人に關しましては、これまで、各社員が業務の執行に当たる、それぞれ権限を持っていて、こういう形で構成をしてい

るわけでございます。

それで、この二つのものをなぜ設けたのかといふことでござりますけれども、これは、かなり規模の大きいものと、それからそれほどでもないものと、大きく分けてその二つを意識いたしました。やはり大きな人数の団体でありますと社員が個々にそれぞれ活動をするということは余り現実性がないわけでございますので、社員総会というものを設けまして、その中で理事を決めて現実に行動していくというタイプがいいだらうというこ

とでございます。

それから、非常に小さい規模、これはそんな社員総会のような大きな仰々しいものを設けなくては、これがどういうタイプが当たるかというのも、それぞれの個人、社員で相談をして活動をしていくという方が小回りがきいていいだらう、こういうことから設けたわけでございます。

では、これがどういうタイプが当たるかといふ問題でござりますけれども、全体の例としては、社員の共通の利益を図るということでござりますので、いろいろなものが入るわけでござりますけれども、自分たちの仲間の利益、大きづかに言えばこういうふうにできるかと思いますけれども、典型的なのは同窓会でござります。それから同窓会というのもあろうかと思いますけれども、同窓会は、これはかなり人数が大きくなるタイプでございますので、多分こちらのタイプの方は有限責任中間法人を選ぶのではないかというふうに思

われます。同好会でも、かなり規模の大きいものにはまさに有限責任中間法人のタイプを選ぶということになりますが、それほど人数が多くないものでは無限責任中間法人ということでも十分活動ができるということで、これはどちらでなければならぬということもございませんし、我々もどちらを予定しているということではございませんで、それぞれ、その内容に合わせて選んでいただきたい、こういうことでございます。

○上田(男)委員 ありがとうございます。

質問は以上でございますけれども、これで中間法人という新しい制度ができて、先ほどの質問もありましたけれども、あらゆる団体に法人格を付与できる体制が整ったわけであります。今は、民法の公益法人、社団、財団という法人もあれば、NPO法に基づくNPO法人もある、そのほか特別法に基づいていろいろな団体の法人格があるわけです。そういう意味で、公益法人のあり方というのが今見直しになっているのですが、それだけではなくて、NPO法人、またこの中間法人も含めて、やはりもう一度、どういう内容の団体がどういう法人格なのかというのは、ひとつ体系的に見直して、それに的確な税制だとか、そういうことも、これは法務省だけの話ではないのですけれども、全体として検討していかなければいけない課題として残ったのではないかというふうに思っております。

特に、これから時代にこういう非営利の活動の社會における重要性というのがますます高まってくることなどというふうに思つておりますので、また私たちも含めて検討していくといふふうに思つておりますので、今後ともどうかよろしくお願いいたします。きょうはありがとうございました。

○保利委員長 次に、西村眞悟君。

○西村委員 民法の三十四条を基本法とする現状の法人体系においては、このたび提出されました中間法人法が成立される必要性は強く認めしておりました。したがって、この法案に賛成しておるわけ

でございますが、これからちょっと立法論について大臣の御所見を伺いたいと思っております。

問題は

この中間法人法を成立させた上で、

我々立法院としては、法人に関する制度を民法三

十四条改正を視野に入れた上でいかにしなければ

ならないのかという問題であろうかと思います。

民法三十四条から出発しておりますので、この

法律の名称が示しておりますように、中間法人、

今のが体制では法人化できないものを法人化する。

その内容は、先ほどの御答弁のように、いろいろなさまざまなものである、あらゆる同好会を含み、あらゆる同窓会を含み、さまざまなものであ

るということございますね。これでほとんどの

法人成りができるのだと思思いますけれども、この

網に漏れたのはまたその他の法人法をつくらねば

ならないかもわかりません。

こういう事態ですから、権利能力というものは

いかなる要件で付与されるのかという根本にさか

のぼって議論してみたいと思います。

さて、権利能力の主体は、自然人、法人、この二つしかございません。自然人は出生によって始まります。さて、法人はいかなる基本的要件を満たせば法人成りを許すことができるのか。これは

法人という団体の行動がなければならない。とい

うことは、ある自然人の行動がその法人の行動とみなされる規則をもって運用されていくこと、そ

れから、さつき有限責任、無限責任という言葉が

出てきましたけれども、対外的債権者から見てそ

とこの二つの要件であろうかと思います。

さて、今の現状では、今局長がお答えになつたところまでございます。世

界的に見ても、さまざまな方式、ばらばらな形

で、それぞれの歴史、文化に根差しているとい

うところだろうと思います。

私ども理解しているのは、結局、ある法人に人

格を与えるかどうかというのは、その目的によつ

て、場合によつては、組織のあり方、規律の仕

方、それから第三者の保護の仕方、それぞれが

違つてくる可能性がござります。そういうところ

を事前にチェックして、法人の乱用がないよう

こととは自己矛盾を来してくる。したがつて、

法人の活動内容と法人格取得の要件は論理的に別

だということにはなりませんでしょうか。

○森山国務大臣 大変難しい御議論でございまし

て大臣の御所見を伺いたいと思っております。

問題は

この中間法人法を成立させた上で、

これは法人に関する民法学者の範囲ではない

かというような感じがいたしますが、おっしゃる

ようなお考えも傾聴に値するというふうに思ひな

がら承つておりました。

民法三十四条から出発しておりますので、この

法律の名称が示しておりますように、中間法人、

今のが体制では法人化できないものを法人化する。

その内容は、先ほどの御答弁のように、いろいろなさまざまなものである、あらゆる同好会を含み、あらゆる同窓会を含み、さまざまなものであ

るということございますね。これでほとんどの

法人成りができるのだと思思いますけれども、この

網に漏れたのはまたその他の法人法をつくらねば

ならないかもわかりません。

法の本筋でござりますね。これでほとんどの

法人成りができるのだと思思いますけれども、この

網に漏れたのはまたその他の法人法をつくらねば

ならないかもわかりません。

さいます。営利法人においても極めて公益性の高い非営利の活動を展開する、これはまさに我々が目にしているところです。

出発点において公益性が高いと見て、税制においてはこの法人は法人税二・%である。出発点において公益性は小なんだ、また、N.P.O.ないんだといって出発した法人は一律法人税三〇・%である。しかし、今申し上げたように、活動実態は、人間が人の役に立ちたいという思いを持っている限り、極めて公益性の高い活動を、営利、非営利、中間法人、N.P.O.問わざなす可能性があるわけです。

かの評価を与えなければ、先ほど言いましたように、眞の助け合いの、人の役に立つ行動が奨励される社会は生まれてこないんだろうと思うんですね。

したがって、今私が申し上げたことに質問が含まれておるんですが、現行法のように出発点における公益性の大小、有無によって法人を分類して生み出してしまえば、その活動実態に即し極めて不公平、極めて不合理な結果が招来されるので

○森山國務大臣 お尋ねの件は、現行の公益法人について、改正に際しては、監督権を厚く剥奪するに留め、実態はござりますと私は思いますが、大臣の御所見はいかがですか。

されば、その後の活動がいろいろ変化があり多様になってきても課税上の優遇措置が受けられるのは不合理ではないかという御趣旨かと思います。

この点、民法について申しますと、公益法人の設立について主務官庁による許可主義を採用しておりますだけではなくて、設立されました後の公益法人の事業活動についても主務官庁の広範な監督に係らしめているわけでございます。そのような方法によって公益性を確保するという努力をしておられるわけでございます。

に、平成八年九月、公益法人の設立許可及び指導監督基準が閣議決定されているところでござります。

○西村委員 KSD問題を例に挙げて云々するわけではないですけれども、やはり今御答弁なさった体制においてもこのような問題が起こって、公益法人全体の見直しを今しなければならないのかという問題意識があるということをございます。

ね。

大臣答弁す。付則八つに用語説明書二つに

では、公益性がない中間法人、許可に係るいわ
えん。
だきますが、今、公益法人についての出発点の
チェック、運用過程におけるチェックを申されま
した。そして、公益性を確保しておるので、した
がって税法上の特典、法人税二三%なのだ、不合
理はないのだという御趣旨だったかもわかりませ

NPO法、そこで出発させた法人が極めて公益性の高いことをしておる、本当に市民のボランティア、市民の力を結集し、仲間の力を結集して実際に

は抜けているのじゃないですか。

○西村委員 そう言われば、どうなのですか
してふさわしい条件を備えるようになり、その法
人もそれを希望するということであれば、活動実
態によりまして公益法人への道が開かれていると
思います。

な、身もふたもない。しかし、本当に面倒な官に対する許可をいただく手続を、極めて我々がこうべを垂れねばならない公益活動を自主的にされている団体がしなければならないのか、我々はそこまで皆営利の社会をへてから先進的とのう

その特典を欲しければお上の許可をもらいなさいでござりますね。

私が先ほど出発点で大臣に立法論としてお聞きしました、法人の権利能力取得の要件と活動内容はもうまつまつ離して考えてしかるべきだ。そして、大

臣がお答えになつたように、その活動実態が公益に即しているかどうかをチェックする体制にあるとおっしゃった。そのチェックする体制を、単に出发点において許可に係らしめた公益法人のみで

活動している団体に対して評価するために、チェックするためではなくて、それを評価するために運用していく社会をつくるならば、本当に発的な創意工夫のある活動がどんどん生まれてい

くと私は思うのです。これが眞の福音社会実現のための基礎ではないかとまで私は思うのですが、現在の体制がかくある、かくあるから心配ないとか、そんな御答弁じゃなくて、立法論として、私の今申し上げたことを大臣はいかに評価されるか

○森山國務大臣 どうか、お聞きいたします。
先生の御趣旨はよく理解しているつもりでございます。おっしゃるような考え方
も十分あり得ると思いますが、先ほど局長が御答
弁より二三ございましたが、見えてくるところは、

は百年以上前からの歴史がございまして、現在の状況が次第につくられ安定してきたわけでございまますので、この中間法人法につきましては、今の状況を少しでも改善するという、今の状況を前提

にした」でさうに巨額の運転を沿革にするべきであつて、そのために欠けているものをとりあえずこのようない形で補おうという考え方かと思ひますので、これはまず新しい考え方の第一歩といふうにお考へいただきたいと思います。

○西村委員 現在の制度を前提にした中間法人法の必要性は十分認めております。これが新しい第一歩ではないのですな、中間やから。中間やから、内容は何でもえんから、同窓会で可から去へこよつこい、よつて、今まで

でそんな制度はなかった、こういうことですやんか。今度は、これで漏れたやつは、先ほど言いま

モザイクのようにこうなつてきました。

も、繰り返しますが、根本に返れば、出発点で法人を分類していく、こういうことよりも、非常利の法人については、歐米がやっているように、活動の実態に即した各種の措置を用意しながら、出

て、何をやっているか社会にいかなる有用なことをやっているか、これを我々は評価する行政の体制をつくるのだ。そして、その活動実態に即して行政が評価することによって、国民の中での創

意工夫といふものか一挙に活性化し、福祉国家といふ活力ある助け合いの社会をつくることができるのだ、私はこのように思つております。

人の類型から能力主義への転換だ、行政が委託する事務は宮利法人に委託したら極めて能率的にやれる場合もあるのだ。たびたび例に出しますが、KSD等のところが、お上が許可したから大

託するのは営利法人でもいいのだという意見もありなのです。

て、我々が将来の我が國活性化のために、法人のあり方自体、人は個人として行動するよりも仲間と行動することによって多くの知恵と多くの力を発揮することができる。この体制をいかに我が国の制度の中で育成していくのかという問題点でござ

御答弁をいただいて終えたいと思いますが、繰り返しますが、出発点で類型化していく今の制度が、百年、百年と言われますが、やはりもうばつぱつ云々、こりこり云々とおっしゃっていらっしゃいます。

ではないですが、ボランティア活動は極めて活発である、また、人が人のために何かをしたいとい

う思いがすぐ実現されるようなグループ、サークルを活発に持っているという歐米型のやり方も参考に値するんじゃないかな、こういうふうに思つております。私、立法府におりますので、私の問題意識としてもこれから研さんを努めますが、大臣もまたこういう問題意識の方がいいなというふうに思われるかどうか、最後にちょっとお尋ねいたしまして、終わりります。

○森山国務大臣 先生の基本論に立ち返つての問題意識、また問題提起、大変敬意を持って拝聴させていただきました。

確かにそのような考え方もあり得ると思いますが、また、今から新しく法人の制度をつくらうのであれば、今すぐそれをやつてもいいかも知れないという気持ちさせいたします。しかし、先ほど来申し上げておりますように、よきにつけあしきにつけ、今までのいきさつがございまして、いきなり百八十度転換というわけにもまいりませんので、現状を踏まえながら、次第に改善していく、改革していくというのが現実的ではなからうかと思いまして、このような法案を提案させていただいたわけでございます。

大変、御高見を拝聴させていただきまして、ありがとうございました。

○西村委員 だれかさんがよく使う言葉を最後に申し上げます。ウイマスト チェンジツーリメーンザ セーム。

終わります。

次回は、来る二十九日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時二十一分散会

○保利委員長 次に、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となつております本案審査のため、来る二十九日火曜日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○保利委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

第一類第三号

法務委員会議録第十二号

平成十三年五月二十五日

平成十三年六月七日印刷

平成十三年六月八日發行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

B